

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第55号）

1 請求対象文書（諮問案件第89号、第90号及び第98号）

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届の書面（諮問案件第89号）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する〇〇社員の現場代理人の書面（諮問案件第90号）
- (3) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する△△社員の現場代理人の書面（諮問案件第98号）

2 担当課（所） 土木部奥能登土木総合事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| (1) H18. 6. 9 公開請求 | (4) H18. 9. 1 諒問 |
| (2) H18. 6. 20 不存在決定（諮問案件第98号） | (5) H21. 1. 16 答申 |
| H18. 6. 21 一部公開決定（諮問案件第89号及び第90号） | |
| (3) H18. 7. 31 異議申立て（諮問案件第89号及び第90号） | |
| H18. 8. 3 異議申立て（諮問案件第98号） | |

4 諒問に係る審査会の判断結果

（1）結論

諮問案件第98号に係る不存在決定については妥当であるが、諮問案件第89号及び同第90号に係る一部公開決定については全部公開すべきである。

（2）判断要旨等

ア 一部公開決定について（諮問案件第89号及び同第90号）

非公開部分	該当条項	審査会の判断	
		判断結果	判断要旨
現場代理人の氏名	第7条第2号 (個人情報)	公開	<p>現場代理人の氏名は、特定の個人が識別される情報であり、条例第7条第2号本文の非公開情報に該当すると認められる。</p> <p>また、石川県土木部の工事現場における標示に関する基準においては、現場代理人の氏名を標示することまでは求めていないと認められる。</p> <p>しかし、石川県建設工事標準請負契約約款第10条第1項の規定では、請負者は現場代理人、主任技術者及び専門技術者を定めて工事現場に配置し、その氏名等を発注者に通知しなければならないとされており、同条第2項では、現場代理人は工事現場に常駐しその運営及び取締りを行うこととされている。</p> <p>以上のことから、現場代理人の氏名は、現に慣行として公にされている情報とまでは言えないとしても、県の予算によって行われている事業の労働災害防止の取組みという目的と工事現場における役割等を考慮すれば、慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると考えられ、条例第7条第2号ただし書きに該当するものである。</p> <p>したがって、現場代理人の氏名は公開すべきである。</p>

イ 不存在決定について（諮問案件第98号）

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、現場代理人に係る文書は実施機関と請負契約を締結した請負者以外は提出義務がなく、下請者から提出されることはないと認めている。</p> <p>石川県建設工事標準請負契約約款第10条第1項には、請負者は「次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲（発注者）に通知しなければならない」と規定されており、同項第1号で現場代理人が示されているので、請負者が現場代理人を定め、発注者へ報告する義務を負うことが認められるが、当該工事の「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届」は、請負者である〇〇から平成9年2月27日付けで提出され、現場代理人欄に、同社の現場代理人の氏名が記載されている。</p> <p>したがって、実施機関の主張に不自然な点は認められず、不存在決定は不合理ではないと考えられる。</p>

5 審議経緯 審査回数 7回

(別 紙)
答申第55号

答 申 書

平成21年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき行った諮問案件第98号に係る不存在決定については妥当であるが、諮問案件第89号及び同第90号に係る一部公開決定については、全部公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年6月9日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届の書面（諮問案件第89号に係る公開請求。以下「本件公開請求1」という。）
- (2) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する○○社員の現場代理人の書面（諮問案件第90号に係る公開請求。以下「本件公開請求2」という。）
- (3) 平成8年度松波川県単河川防災工事に関する△△社員の現場代理人の書面（諮問案件第98号に係る公開請求。以下「本件公開請求3」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求1及び2に対応する公文書として、平成8年度松波川県単河川防災工事に係る「現場代理人及び主任(監理)技術者等選任届」を特定し、一部公開決定を行い、公開しない部分及び公開しない理由を次のとおり付して、平成18年6月21日に異議申立人に通知し、本件公開請求3について、平成18年6月20日に公文書不存在決定を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。
以下、これら3件の決定を本件処分という。

(1) 一部公開決定

（公開しない部分）

個人の氏名の部分

（公開しない理由）

石川県情報公開条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるため。

(2) 不存在決定

（公文書を保有していない理由）

書類は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、一部公開決定については平成18年7月31日に、不存在決定については平成18年8月3日に、それぞれ本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 暗問

実施機関は、平成18年9月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、暗問を行った。

5 暗問案件の併合

暗問案件第89号、同第90号及び同第98号は、いずれも平成8年度松波川県単河川防災工事に係る現場代理人に関する公文書の公開請求に対する一部公開決定又は不存在決定について提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人は、奥能登農林総合事務所が発注した農道工事や場整備工事の現場において、現場代理人の氏名を記載した標示板を確認しているので、現場代理人の氏名は条例第7条第2号のただし書イの慣行として公にされている情報に該当すると考える。
- (2) 地域住民が工事現場で状況の変化等を認め、施工者への連絡の必要性を認めた場合、現場代理人の氏名が掲載されていないと、容易に連絡できず不都合であるので、標示すべきであると考える。
- (3) 本件公開請求3については、異議申立人が〇〇の依頼を受け、当該工事の下請人となったので、異議申立人の会社社員の現場代理人の書面は存在するはずであり、不存在とする決定は違法、不当である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述から総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、「工事現場における標示施設及び工事保安施設等の設置基準」（石川県土木部）を昭和51年4月に制定し、これに基づき工事現場における標示のあり方を指導している。ここでは、工事標示板に「事業」、「工種」、「請負者」及び「発注者」名を記入することとなっているが、現場代理人の氏名の標示は規定されておらず、また、この他に現場

代理人の氏名の標示について指示等はしていない。

したがって、現場代理人の氏名は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しない。

2 実施機関は、〇〇と建設工事請負契約を締結しており、同社は石川県建設工事標準請負契約約款第10条の規定に基づき「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届」を提出し、当該工事は同社の現場代理人のもとに施工されたもので、この選任届は請負者以外に提出義務はないものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようになるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求の対象文書の性格等について

本件公開請求1の対象文書は、建設工事の請負者から実施機関に現場代理人等の選任を通知するため提出される文書、「現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届」である。

本件公開請求2及び3における「現場代理人の書面」の対象文書は、本件公開請求1と同様と考えられる。

3 現場代理人の氏名の条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しない旨規定している。

ただし、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する情報については、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性が認められるものとして、同号本文の例外として公開するものとしている。

（1）同号本文の該当性について

現場代理人の氏名は、特定の個人が識別される情報であり、同号本文に該当すると認められる。

（2）同号ただし書イの該当性について

同号ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を非公開の例外としているので、当該規定の該当性について検討する。

なお、ここで、将来的に公にする予定の下に保有されている情報には、具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含まれると解される。

- ア 石川県建設工事標準請負契約約款第10条第1項の規定では、請負者は現場代理人、主任技術者及び専門技術者を定めて工事現場に配置し、その氏名等を発注者に通知しなければならないとされている。また、同条第2項では、現場代理人は工事現場に常駐しその運営及び取締りを行うこととされている。
- イ 石川県土木部の工事現場における標示に関する基準においては、現場代理人の氏名を標示することまでは求めていないと認められる。

以上のことから考えると、現場代理人の氏名は、現に慣行として公にされている情報とまでは言えないとしても、県の予算によって行われている事業の労働災害防止の取組みという目的と工事現場における役割等を考慮すれば、慣行として公にすることが予定されている情報に該当すると考えられ、条例第7条第2号ただし書イに該当するものである。

したがって、現場代理人の氏名は公開すべきである。

4 本件公開請求3の対象文書の不存在について

異議申立人は、同人の会社が工事を下請けしたので、同社社員に係る現場代理人の書面は存在するはずであるとし、実施機関は、現場代理人に係る文書は実施機関と請負契約を締結した請負者以外は提出義務がなく、下請者から実施機関に公開請求に係る書面が提出されることはないと認め存在しないとしているので、この点を検討する。

- (1) 石川県建設工事標準請負契約約款第10条第1項には、「次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲（発注者）に通知しなければならない」と規定されており、同項第1号で現場代理人が示されている。
- (2) 上記（1）から、請負者が現場代理人を定め、発注者へ報告する義務を負うことが認められる。
- (3) 当審査会において、当該工事の現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届を見分したところ、請負者である〇〇から、平成9年2月27日付けで提出され、現場代理人欄に、同社の現場代理人の氏名が記載されていることを確認した。

このようなことから、実施機関の主張に不自然な点は認められない。

したがって、本件公開請求3に対する存在決定は不合理ではないと考えられる。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審　査　会　の　処　理　経　過

年　月　日	処　理　内　容
平成 18 年 9 月 1 日	○ 質問を受けた。 (質問案件第 89 号) ○ 質問を受けた。 (質問案件第 90 号) ○ 質問を受けた。 (質問案件第 98 号)
平成 18 年 10 月 20 日	○ 実施機関 (奥能登土木総合事務所珠洲土木事務所) から理由説明書を受理した。
平成 18 年 11 月 16 日	○ 異議申立人から意見書を受理した。
平成 19 年 1 月 12 日 (第 146 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 2 月 27 日 (第 148 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 19 年 3 月 16 日 (第 149 回審査会)	○ 実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 2 日 (第 150 回審査会)	○ 異議申立人から意見聴取を行った。
平成 19 年 5 月 30 日 (第 151 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 9 月 11 日 (第 166 回審査会)	○ 事案の審議を行った。
平成 20 年 11 月 10 日 (第回 168 審査会)	○ 事案の審議を行った。